

愛川町教育委員会

平成21年5月15日

## 愛川町教育委員会 5 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成 21 年 5 月 15 日 (金)  
午後 2 時 00 分から午後 2 時 36 分
- 2 会議場所 愛川町役場 2 階 201 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 前々回会議録の承認について  
日程第 3 前回会議録の承認について  
日程第 4 教育長報告事項について  
    (1) 教育長報告事項  
    (2) 平成 21 年度愛川町就学指導について  
日程第 5 平成 22 年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に  
    係る愛川町教育委員会の方針について (議案第 2 号)  
日程第 6 愛川町社会教育委員の委嘱について (議案第 3 号)  
日程第 7 その他  
    (1) 青少年県外交流事業について
- 4 出席委員 教育委員長 三好容子  
    委員長職務代理者 足立原 威  
    教育委員 八木 一郎  
    教育委員 岡本弘之  
    教育長 熊坂直美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
    教育次長 伊 従 正 博  
    教育総務課長 河 内 健 二  
    生涯学習課長 長 嶋 忠 雄  
    スポーツ・文化振興課長 大八木 尚 一

教育開発センター指導主事  
教育総務課副主幹

佐野 昌 美  
佐藤 貴

---

◎開会

- （三好委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまから定例教育委員会を開催いたしますが、法律の定めにより、教育委員会は委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決をすることができないとされております。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、5月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

---

◎日程第1

- （三好委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第2及び日程第3

- （三好委員長） 次に、日程第2、前々回会議録、3月30日のものですが、承認について及び日程第3、前回会議録、4月13日の分ですが、承認については関連がありますので、一括して審議いたしたいと思っております。

会議録につきましては、すでに配付のとおりであります。

これより、質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前々回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前々回会議録の承認については原案のとおり承認されました。

次に、日程第3、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3、前回会議録の承認については原案のとおり承認されました。

---

◎日程第4

- （三好委員長） 次に、日程第4、教育長報告事項についてを議題といたします。

日程第4、教育長報告事項についての

（1）教育長報告事項

（2）平成21年度愛川町就学指導について

以上、2項目について一括で説明をお願いいたします。

教育長。

——教育長より詳細について説明——

- （熊坂教育長） 就学指導につきましては、担当のほうからご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

- （三好委員長） 佐野指導主事、お願いいたします。

- （佐野教育開発センター指導主事） 教育開発センター佐野です。

それでは、就学指導につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料2に基づきまして、ご説明をいたします。

まず1ページ目、年間計画でございますが、昨日、愛川町就学指導委員会第1回を開催させていただきました。今後の予定でございますが、5月下旬から、まず各小・中学校の校内

におきまして、就学指導委員会を開催していただきます。その後、6月から9月におきまして、各小・中学校で校内就学指導委員会を何度か開いていただくことを通しまして、その報告を9月18日に、教育委員会のほうに報告いただくというふうになっております。また、戻りますが、9月中旬ごろに、保護者あてにも就学相談の案内を出させていただきます。

10月になりますと、10月8日に、第1回就学相談ということで、現在小・中学校に在籍している児童・生徒を対象に相談会を行います。この就学相談を受けまして、10月13日に就学相談資料報告ということで、相談員から教育委員会のほうに報告書が提出されます。10月中旬には、保護者、保育園、幼稚園等からの就学相談の申し込みを開始いたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページです。10月20日に第2回愛川町就学指導委員会を開催いたします。これにつきましては、平成22年度特別支援学級入級退級対象児童について話し合われます。

飛びまして、11月5日に第2回就学相談。今度は平成22年度に新就学ということで学校に就学する児童を対象に行います。これを受けまして、11月9日に就学相談資料報告ということで、相談員から教育委員会に報告が上がります。11月17日に第3回愛川町就学指導委員会を開催し、平成22年度特別支援学級等入級対象児についての話し合いが行われます。

12月になりましたらば、教育委員会と就学に向けた相談を実施いたしまして、県立特別支援学校に就学予定児の報告を県に上げます。

年が明けまして、平成22年2月中旬になりましてから、町教育委員会の定例教育委員会で、就学指導の結果を報告させていただきます。また、県立の特別支援学校に就学予定の児童・生徒についての決定がなされ通知をすると、こういった1年間の流れで予定しております。

3ページにつきましては、今年度委嘱をいたしました就学指導委員会の委員の皆様の名簿になっております。また、4ページ、5ページにつきましては、就学指導委員会の要綱、同じく6ページは、就学指導委員会の規約ということで、例年と変わらない形で、現在、計画を行い進めているところでございます。

以上で、報告とさせていただきます。

○（三好委員長） ありがとうございました。

説明は以上であります。これより質疑に入ります。

日程第4、教育長報告事項について、お聞きしたいところなどがありましたらお願いいた

します。

まず、（１）の教育長報告事項について、いかがでしょうか。

ありませんか。

岡本委員。

○（岡本委員） 各小学校、中学校全部の学校へ訪問なされたということで、この時期に学校のスタートということで、今、世間ではやっているブタのインフルエンザ、新型ですか、あ  
あいった中で、実際行かれて子どもでマスクしている子とか、そんな状況なんかは愛川町の  
学校の中はあるんでしょうか。

○（熊坂教育長） 若干の子供たちは、家庭から自発的にマスクをしてくる子供があるよう  
ですが、ほとんどの子供は平常どおりのことで登校しておるということで、学校へもそのこと  
についての問い合わせはあまりというか、ほとんどないみたいですので。

○（岡本委員） はい、わかりました。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。ありがとうございました。今のところ、そう心配は  
していないということですね。

ほかにありますでしょうか。

１点、三好からよろしいでしょうか。

５月６日の郷土資料館入館者１万人達成記念品贈呈ということで説明がありましたけれど  
も、ものすごいスピードで１万人達成ということで、喜ばしいことかなと思うんですが、１  
万人の記念品贈呈があったとしたら、２万人とか何か規定があって、これよりさらに記念す  
べき人数に達したときには、お考えがあるんでしょうか。

教育長。

○（熊坂教育長） 特にこれから先の予定は具体的には立っておりませんが、他の資料館等の  
開設当時のお話を聞きますと、例えばの話ですが、その町の人口の人数になったときに記念  
品を渡しているだとか、区切りの１０万とか１５万とか２０万とか、そういうときにはして  
いるところもありますので、今後、検討をしていきたいと思っております。

○（三好委員長） ありがとうございました。何か刺激的なというか、何か催されると継続し  
て参観者が来てくださるのかなと思ひまして、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、（１）についてはよろしいでしょうか。

続いて、（２）の平成２１年度愛川町就学指導についてにいきたいと思ひます。

何かご質問等ありましたら、お願ひいたします。

よろしいでしょうか、年間を通しての計画が説明されましたけれども。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) じゃ、よろしく願いをいたします。

それでは、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第4、教育長報告事項についての

(1) 教育長報告事項

(2) 平成21年度愛川町就学指導について

以上、2項目については、教育長報告のとおりご承認願います。

---

◎日程第5

- (三好委員長) 次に、日程第5、議案第2号 平成22年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

- (熊坂教育長) 議案第2号でございますが、平成22年度、来年度使用の教科書の採択事務がこれから始まりますが、それを進めるに当たりまして、町としての基本方針を定めたいものでありますので、ご審議をいただきたいと思っております。

詳細は担当のほうからご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

- (三好委員長) 佐野指導主事、お願いいたします。

- (佐野教育開発センター指導主事) 教育開発センター指導主事、佐野です。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思っております。

平成22年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてでございます。

それでは、読ませていただきます。

愛川町教育委員会は、平成22年度に町立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、教科用図書採択地区内において種目ごとに同一の教科用図書を採択するために、教科用図書愛甲採択地区協議会を設置し、調査研究を行うこと。
- (2) 教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究が行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。
- (3) 採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めるとともに、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障を来す事態が生じないように努めること。

以上、方針としてご提案をさせていただきます。

続きまして、参考資料の説明を若干させていただきますと思います。

2ページ目、参考資料というところがございます。まず、5月18日に第1回愛甲採択地区協議会を開催いたします。そして、調査員による調査研究の開始を5月22日から行います。6月になりましたならば、町教育委員会による調査研究を行い、6月いっぱい、各学校の先生方にもアンケート等とりまして、調査研究を行わせていただきます。7月になりましたところで、町教育委員会教科用図書研究会を7月10日に開催いたします。7月13日に第2回愛甲採択地区協議会を開催いたします。これを受けまして、7月下旬、市町村教育委員会におきまして、教科用図書採択ということで、これを受けまして8月に需要数報告を県のほうに上げると、こういった年間計画に基づきまして進めてまいりたいと思います。

3ページ目の参考資料2につきましては、教科用図書採択に係る事務の流れということで、県教育委員会、市町村教育委員会、愛甲採択地区協議会、調査員会、各学校、それぞれをチャートに合わせたものでございます。

4ページ、参考資料3につきましては、教科用図書採択の概要、そして下には学習指導要領の改訂と小・中学校の教科書の検定、採択、使用の周期ということで、参考に載せさせていただきます。採択する教科用図書、上段の真ん中に、採択期間と書いてございますが、小学校につきましては、平成21、22年度使用することになります。中学校につきましては、平成22、23年度使用ということになります。

5ページ、6ページの参考資料4につきましては、教科書採択にかかわる関連法令ということで載せさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

○(三好委員長) ありがとうございました。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

三好から1つ質問をさせていただきます。

6月1日から6月29日まで、町教育委員による調査研究という項目が、参考資料1の6月分にありますが、これは私たち教育委員が教科書を直接見て調査研究をしてもいいよという、そういう期間ということで解釈してよろしいですか。

佐野指導主事。

○（佐野教育開発センター指導主事） 教育開発センターのほうに今年度採択する教科書の見本等を展示させていただきますので、お時間のあるときに見ていただき、内容等をご確認のうえ、検定に向けての検討をしていただきたいと思いますと考えています。

○（三好委員長） ありがとうございます。そういう期間だそうですので、皆さんよろしくお願いたします。

ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。

八木委員。

○（八木委員） 毎回の話をもう一度だけしておきたいと思います。採択地区が複数の市町村がある場合、最後の調整がいつもあります。神奈川県で採択地区の中で複数の市町村、自治体があるというのは、余りありませんよね、見てみると。ほとんどが1つの採択地区は1つの市とか、当然教育委員会に絡んでくるわけなんですけど、効率的に考えたら、愛甲採択地区ですから、厚木市、愛川町、清川村で、教育委員会が一同に会して、1回で採択すればいいなど、私はいつも思うんですが、それは便宜上というか、法律上というか、現場的に考えたら全く不可能なことなんじゃないかな。それぞれの自治体の教育委員会の自主性を尊重していると、こういう解釈をすれば、それはそれでいいんですが、余りにも無意味なことをやり過ぎるなど、私はいつも思っているんですが。

○（三好委員長） 八木委員、ありがとうございました。

八木委員の意見に対して、何かありますでしょうか。

佐野指導主事。

○（佐野教育開発センター指導主事） 教科書採択のこの規模をどのように考えるかということにかかわると思います。愛甲採択地区協議会ということで市町村一緒にやるのか、ある

いはその採択地区協議会そのものを個々別々に持つのか、そういったことにかかわって考えていかななくてはならないことでもありますので、やはり3市町村でその辺を先を見通した形で、今後、協議検討していかなければならないというふうにとめております。

以上です。

- （三好委員長） ありがとうございます。よろしいでしょうか。
- （熊坂教育長） 補足をさせてください。
- （三好委員長） はい、教育長。
- （熊坂教育長） 毎年4月に、教育事務所で会議が、この地区の教育長会議を行うわけですが、その席で今このことをどうするかということで相談をするわけですが、いろんな考え方がありますので、今後、どんなことが出てくるかはちょっと予測もつかないんですが、とりあえず今年度については従来どおりの方式で3市町村が同じ形で進もうということが、申し合わせができております。特に清川村は、規模的に独立して1つの村でやるには大変難しいと。学校も少ないですので、調査まで別になってくると、先生方がとてもそれだけ数がありませんので、難しさがあるので、ぜひ今の段階では一緒にやりたいと、そういうご希望がありまして、今年度は従来どおりの方式ということで、教育長の間では申し合わせができております。

いずれにしても、今後また検討の機会もありますので、先ほどのご意見も参考にしてみたいと思います。

以上でございます。

- （三好委員長） ありがとうございます。  
よりよい方向でということで、また検討を重ねていただきたいと思います。  
ほかにありますでしょうか。  
よろしいでしょうか。  
質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
これより表決に入ります。  
議案第2号 平成22年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号 平成22年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針については原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6

- (三好委員長) 次に、日程第6、議案第3号 愛川町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

- (熊坂教育長) 議案第3号でございますが、社会教育委員が本年4月30日をもって任期満了となりました。このことから、新たに委員の委嘱をしていかなければなりません。そのようなことで、委嘱について、内容を担当のほうからご説明申し上げますので、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- (三好委員長) 長嶋生涯学習課長、お願いします。

- (長嶋生涯学習課長) それでは、議案第3号につきまして説明させていただきます。

まず、社会教育委員の委嘱につきましては、愛川町社会教育委員設置条例第2条の規定によりまして、委員の定数が12人で、任期は2年となっております。今、教育長が申しましたように、平成21年4月30日、先月末をもって任期満了となりましたことから、新たに委嘱するものであります。

まず、社会教育委員は社会教育法第15条第2項で、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱すると規定されております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、名簿をご覧いただきたいと思います。

委員につきましては、12人のうち8人の方が再任でございます。再任の学識経験者で森誠一さんと足立原三紀子さん、平本澄江さん、社会教育関係者で大矢直和さん、加藤正寿さん、菅谷京子さん、遠藤敏子さん、高木行美さんは、これまでの社会教育委員としての活動の実績や備考欄に記載しております所属される団体からの推薦を受けまして、委嘱するものでございます。残りの4人の方のうち、学校関係者で田代小学校長の荻田誠さんは、小・中

学校長会から、社会教育関係者で婦人団体連絡協議会会長の成瀬芳子さんは、婦人団体連絡協議会から推薦があったものでございます。

なお、町PTA連絡協議会、町青少年健全育成組織連絡協議会においては、本年度の会議が開催されておられませんことから、社会教育委員候補者の推薦が遅れております。次回の定例教育委員会にご提案させていただきたいと考えております。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○（三好委員長） ありがとうございます。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

PTA関係と健全育成会の関係は、後日ということです。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） 質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○（岡本委員） 1点、お願いします。

○（三好委員長） はい、岡本委員。

○（岡本委員） この委員になる資格というのか、やっぱり町内に住居を持っている人に限るわけですか。それちょっとわからないですか。

○（三好委員長） 長嶋生涯学習課長。

○（長嶋生涯学習課長） 委員さんの居住地については、特段、法律、条例で定めありませんので、今回、田代小学校長さんの荻田誠さんにつきましては、厚木市に現住所がありますので、特に法律、条例等定めがないことから、町外の方でも結構ですということになっています。以上です。

○（岡本委員） よろしいわけですね。

○（長嶋生涯学習課長） はい。

○（岡本委員） はい、わかりました。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。

質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第3号 愛川町社会教育委員の委嘱についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号 愛川町社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7

- (三好委員長) 次に、日程第7、その他の(1)青少年県外交流事業についての説明をお願いいたします。

長嶋生涯学習課長。

- (長嶋生涯学習課長) それでは、日程第7、その他の青少年県外交流事業についてご説明させていただきたいと思います。

資料3をご覧いただきたいと思います。

青少年県外交流事業は、町青少年県外交流事業実行委員会を組織し、平成6年度から実施しておりまして、今回で16回目となります。具体的な内容につきましては、例年のとおり青少年県外交流実行委員会にお諮りし、また交流先と調整しながら決定してまいりたいと考えております。また、実行委員会の会長は、例年、教育委員会委員長さんをお願いしておりまして、今年度の第1回実行委員会は今月26日に開催する予定としておりまして、実施要項、予算等についてご提案し、ご承認をお願いすることとしております。三好委員長さんにはご予定方よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料3の実施要項をご覧いただきたいと思います。要項の案の主な内容であります。1の目的であります。青少年を県外に派遣して派遣先の青少年との交流や体験学習を通して、相互理解や相互協力意識を養い、ともに生きる地域社会づくりの核となる指導者を養成し、あわせて青少年健全育成に努めるものであります。

4の実施期日は、平成21年8月2日の日曜日から4日の火曜日までの2泊3日です。なお、今年は立科町のえんてこ祭りが日曜日に開催されますことから、日曜日の出発と

なっております。

次に、6の日程であります、1枚おめくりいただきまして、日程表をご覧いただきたいと思っております。昨年度と概ね同様の日程で、詳細については、現在、立科町と協議しております。

第1日目は、お昼ごろ立科町に到着し、昨年からはじめました体育館での対面式アイスブレイキングが好評でありましたことから引き続き実施し、その後、えんご祭りに参加して、子供みこしを担ぎ、よさこい立科を踊ることとしております。

2日目は、蓼科山の中腹にあります御泉水自然公園を中心にオリエンテーリング、夜のキャンプファイヤーで交流を図ります。

3日目は、女神湖畔の清掃活動や自由時間を設けて、立科町の方との交流を深めていただき、退所式、お別れをして、愛川町に戻ってくる予定であります。

資料3の実施要項に戻っていただきまして、7の参加者は、本年度は伊従教育次長を団長に団員は町内3中学校1年生30人、指導者は中学校の先生、青少年指導員の合計6人、さらに保健師1人、ジュニアリーダー2人、随行者として生涯学習課職員が3人と、あとマイクロバスの運転手2人の総勢45名を予定しております。

8の交流事業の応募資格であります、町内の中学校に在籍する中学1年生で、健康で団体生活ができる方としております。

9の応募、選考、決定で、応募期間は6月1日から10日までで、団員の決定は実行委員会で選考し決定することとしております。

10の参加者の負担金は、昨年度から4,500円としております。

また、交流事業を実施するに当たりましては、11の事前研修を行う予定であります。

説明は以上であります。

○(三好委員長) ありがとうございます。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

足立原委員。

○(足立原委員長職務代理者) 実行委員会には委員長がお出になるんですけれども、私が前に行ったときに、選考については実行委員会が最終的にするわけなんですけれども、学校に依頼して団員を募集するということだと思えるんですけれども、若干多いときと少ないときとあり

まして、多いときは削られる場合もあるわけですが、その辺のところでは人数の調整をしなければならぬわけですが、以前に申し上げたときに、この人数について30人という規定があるんですが、若干増やしたり、そういう余裕があるような予算になっているのか、その辺のところは、あるいはもっと多いときに削られた人は、若干、学校でやられるから、私も過去やったことがあるんですけども、学校はなかなか大変な面もあるんですけども、そういうことを申し上げたんですが、その辺のところはどうなっているんでしょう。

○（三好委員長） いかがでしょうか。

長嶋生涯学習課長。

○（長嶋生涯学習課長） 基本的には、予算の兼ね合いもありますので、30人という定員の枠はやむを得ないかなという感じはしております。なお、あらかじめそれぞれの学校に10名ずつということで、お願いにはさせていっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。

毎年行われているわけですが、無事実行されて有意義な時間を過ごしていただいて、お帰りを願うということで、ぜひお願ひしたいと思います。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） よろしいですか。では、異議のないものと認めます。

よって、日程第7、（1）青少年県外交流事業については、ご了承をお願いいたします。

以上で、5月定例会の議事日程がすべて終了いたしましたので、閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、5月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。